

横浜南基署発0715第1号の2
令和2年7月15日

建設業の事業者 殿

横浜南労働基準監督署長

足場や仮囲い等の仮設物の倒壊防止に係る緊急要請について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、建設現場の安全管理活動に、鋭意ご協力いただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

さて、本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組みながら、熱中症対策や要求性能墜落制止用器具のフックを掛ける具体的位置の指示等、現場の安全管理が複雑化するなか、梅雨時の大雨や強風対策を考慮した施工管理を実施している現場も少なくないものと思われます。

当署管内では、沿岸部から市街地に向けて風が強まり、特に、ビルやマンションなどが立ち並ぶ繁華街周辺等では、一般市街地と比べ風速が急激に強まる状況にあります。

令和2年7月、当署管内の建設現場において、足場や仮囲い等の仮設物（以下、「仮設物等」という。）が強風にあおられて倒壊し、付近の商店街で買い物をしていた歩行者1名が負傷する公衆災害が発生しております。

過去には、足場や建設中の鉄骨建て建物等が倒壊し、労働災害以外に、周辺道路を長期間封鎖するなど、社会的に注目を浴びる大規模な災害も発生しております。

仮設物等が強風にあおられて倒壊した場合、労働災害のみならず、周辺道路や建設物、一般公衆等を災害に巻き込み、被害を拡大させるおそれがあります。

このような類似災害を防止することを目的として、過去の災害事例や計画届の審査で判明した問題点と対策を整理した自主点検票を別紙のとおり作成いたしました。

各現場において、仮設物等の設計・計画段階から施工中の安全点検及びパトロール等で有効活用していただき、効果的な対策に結び付けていただきますようお願いいたします。

なお、点検結果につきましては、当署あて提出いただく必要はございませんが、現場に当署の職員が訪問した際には、点検内容を確認させていただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。

ご不明な場合は、当署担当窓口まで連絡いただくようお願いいたします。
横浜南労働基準監督署 安全衛生課 TEL 045-211-7375

点検実施日：令和 年 月 日

足場や仮囲い等の仮設物の倒壊防止対策緊急点検票

貴殿の建設現場において、これから仮設物等を設置する場合は、下記1について点検し、すでに、仮設物等を設置している場合については、1の点検項目を参考にして、2についても点検を実施してください。

1 これから仮設物等を設置する場合の倒壊防止点検項目（設置予定日： 年 月 日）

	項目	点 検 内 容	点検結果	具体的改善内容		
設 計 ・ つ な ぎ 画 段 階	(1) 基 本	足場や仮囲いの設置に影響を及ぼす恐れのある周囲の状況を事前調査し、調査結果に基づき検討した安全対策を仮設計画に反映させている。 注意 （足場等の仮設リース会社任せとしないこと。）	適・否			
	(2)	壁つなぎや控えについて、算出した風荷重（横浜市内の基準風速 18m）以上に強度を確保し、かつ、法定間隔及び強度計算を上回る数の壁つなぎや控えを設置している。 注意 ： シート養生の種類、防音パネル・シート等、様々な複合要素を十分考慮して、補強方法を具体化することが重要。	適・否			
	壁	ア 足場の場合（根がらみ以外の点検項目について） 留意点：過去の災害事例として、建物の外壁等の強度に対し、ケミカルアンカーの強度が弱く足場が倒壊した事例が報告されている。（アンカーボルトの強度不足が原因となった災害事例。） 注意 ：壁と壁つなぎの接続方法、各部材の強度が十分確保されていることを確認することが重要。 注意 （壁つなぎ金物の圧縮・引っ張り強度：4. 41kN/本（仮設工業会）				
	な	A	① RC造の建物の場合	アンカーボルトによる壁つなぎの設置	適・否	
	ぎ		② S造の建物の場合	鉄骨に専用クランプを使用して設置し、外壁の施工状況に応じて、アンカーボルト等に切り替えて設置	適・否	※アンカーボルトへの切り替えについては外壁の形状等、設計条件を慎重に見極めて判断する。
	画		③ ①、②以外の建物の場合	外壁版に合わせた専用壁つなぎ等の金物を使用	適・否	
	段		① 改修工事等の場合、A①～③を参考に点検する。		適・否	
	階	B	②	a 各部材を組み合わせた風荷重を考慮し、補強材を入れていること。 注意 ：防音パネルは、風荷重の影響が大きいこと。	適・否	※風荷重を全面に受けない「風を逃がす」構造も効果的とされる。
				b 単に、単管パイプとクランプの挟み込み等の部材構成としていないこと。 注意 ：解体工事時の足場倒壊の原因の多くが、本件によるものとなっていることに留意。	適・否	
		控 え				

設計・計画段階	壁 つ な ぎ 控 え	イ 仮囲いの場合			
		留意点：足場と異なり、強度確保などについて、具体的基準がないことから風荷重や仮囲いの高さ、控えの抜け等の危険性を考慮せず、簡易的な組み立て方法で設置したことにより労働者や通行人が負傷し、建物や周辺道路に損害をもたらせた災害事例が報告されている。			
		注意：足場と同様に、風荷重について、仮囲いのパネルやシート等の複合要素を考慮した対策が必要。）			
		控え等の部材を地面に打ち込むことが 可能 な場合	a 単管パイプ等を地盤に確実に打ち込むための必要長さをあらかじめ決定する	適・否	
			b 地盤面への打込み長さは風荷重等の複合要素を考慮して決定する	適・否	
c パネル等の吹上防止対策や金物等の固定方法をあらかじめ決定する	適・否				
控え等の部材を地面に打ち込むことが 不可能 な場合	d 風荷重を考慮して、基礎や重量鉄骨等で、確実に固定していること	適・否			
	e d以外の方法で実施する場合、あらかじめ固定方法を検討している	適・否			
施工前	(3)	① 仮設物等の取り付けに係る施工方法について、労働安全衛生規則第 24 条の 11 に基づくリスクアセスメントを実施している。	適・否		
		② リスクアセスメント結果に基づき、リスクの低減対策を施工に反映させ、元方事業者から関係請負人等に説明している。	適・否		

2 すでに仮設物等を設置している場合の倒壊防止点検項目

※ 仮設物等の設置後は、労働災害や公衆災害を防止するため、荒天時の対応をあらかじめ決めておき、毎日（可能な限りリアルタイム）の天気予報を確認し、早めに対策を講じることが重要です。

施工中	① 高さが 2 m 以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止する。 ※ 強風：10分間の平均風速が毎秒10メートル以上の風。 ※ 大雨：一回の降雨量が50mm以上の降雨。 ※ 大雪：一回の降雪量が25cm以上の降雪。	適・否	
	② 上記 1 の設計・計画段階、施工前に検討した対策が適切に実施されていることや部材の取付位置、ゆるみ、変形、脱落等、部材の取付状況を点検し、必要な対策を実施している。	適・否	
	③ シートや防音パネル等、風荷重が大きくなる要因となる養生材を早めに撤去等し、風を逃がすなどの対策を講じている。	適・否	

注意：足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名してから点検するようにしてください。